

地方公営企業の民営化、第三セクターについて

平成19年3月27日

総務省自治財政局公営企業課

地方公営企業の民間への事業譲渡等について(通知)

地方公営企業の経営の総点検について（平成16年4月13日総務省自治財政局公営企業課長通知）

第2 サービス供給の在り方の再検討と民間的経営手法の導入促進

第1の総点検を進めるに当たっては、地方公営企業が公共サービスを提供する企業であるとともに、経営の効率化、活性化のためには地方公営企業における民間的経営手法の導入が極めて有効であるという観点から、特に以下の事項に留意されたい。

1 地方公営企業形態によるサービス供給の適否の再検討

まず、サービス供給自体の継続の適否について、事業やサービスの内容が住民ニーズや社会経済情勢に対応したものとなっているか、当初の事業目的が既に達成されていないか等の観点から再検討する必要がある。

その上で、サービス供給を継続する必要性が認められる場合にあっても、現在の地方公営企業形態によるサービス供給を維持することの適否について再検討することが必要である。とりわけ、公共性の確保等地方公営企業形態でサービスを供給する意義が薄れている場合、収支が中長期的に拡散し他会計からの繰入が増加することが不可避と思われる場合等には、住民のニーズや地域の実績等を踏まえながら、各団体・企業が自ら直接に実施する必要があるかという原点に立ち戻り、民間への事業譲渡等の選択肢を含め検討する必要がある。

地方公共団体における行政改革のための新たな指針（平成17年3月29日総務事務次官通知）

第2 行政改革推進上の主要事項について

1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

(5) 地方公営企業の経営健全化

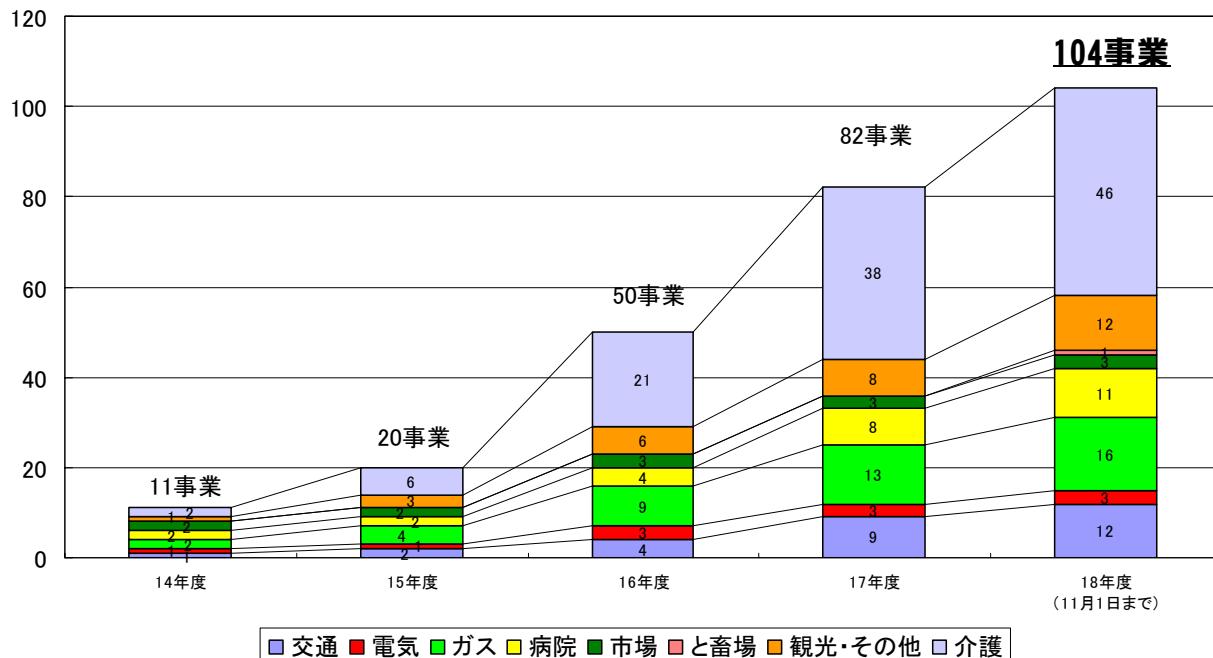
特に次の事項に留意し、経営の総点検を行い、更なる経営健全化に積極的に取り組むこと。

- ① まず、現在地方公営企業が供給しているサービス自体の必要性について検討すること。次に、サービス自体が必要な場合であっても、地方公営企業として実施する必要性について十分検討し、特に公共性の確保等の意義が薄れている場合には、民間への事業譲渡等について検討すること。

地方公営企業の民営化・民間譲渡の実施状況

- ◆ 過去5年間(平成14年4月～平成18年11月)の民営化・民間譲渡の事例は104事業
- ◆ 主な事業は介護サービス事業(46事業)、ガス事業(16事業)等

(1) 民営化・民間譲渡の実施状況(累計)



(2) 地方公共団体における主な事例

団体名	事業名	事業の譲渡規模	譲渡時期	譲渡価格
札幌市	交通事業	46路線(全路線)を譲渡	平成15～16年	約25億円
沖縄県	病院事業	一部を譲渡	平成18年4月	約11億2,400万円
鹿児島県中種子町	介護サービス事業	全部を譲渡	平成18年4月	無償

札幌市バス事業の民間譲渡

○「交通事業改革プラン」策定(平成13年12月)

- ◆バス事業について、段階的に縮小し、平成16年度に事業を廃止

○ 平成15年度～平成16年度にかけ、全路線を(株)北海道中央バス、(株)JR北海道バス、(株)じょうてつに譲渡

- ◆譲渡路線数46路線(105系統)

○民間譲渡に伴い余剰となる交通局職員については、市長部局への配置転換、退職者不補充等により対応

- ◆譲渡前職員数775名(平成14年、非常勤職員等含む。)
→配置転換283名、退職等492名

○平成15年度末における不良債務17億円については、資産の売却等によってほぼ解消し、残りを一般会計からの繰入により対応

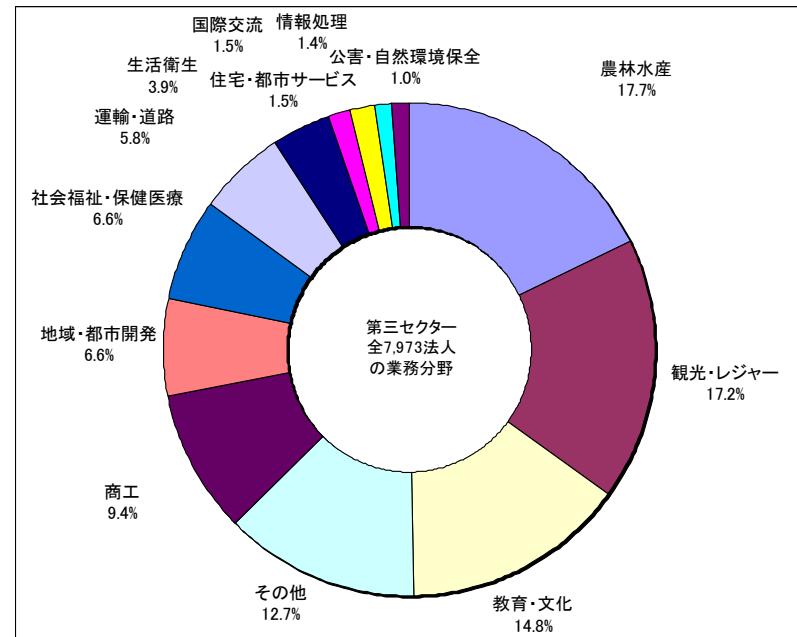
- ◆資産売却収入 約17億円、一般会計からの繰入 約3,700万円

第三セクターの概要

(出典:「H18年度第三セクター等の状況に関する調査」)

<地方公共団体が出資を行っている商法法人・民法法人>

業務分野	商法法人		民法法人		合計
	株式会社	有限会社	社団法人	財団法人	
農林水産	527	193	320	370	1,410
観光・レジャー	950	74	25	326	1,375
教育・文化	51	3	30	1,095	1,179
その他	643	11	15	340	1,009
商工	415	17	13	308	753
地域・都市開発	212	4	9	305	530
社会福祉・保健医療	21	1	8	497	527
運輸・道路	394	14	1	50	459
生活衛生	81	14	6	207	308
住宅・都市サービス	58	1	-	57	116
国際交流	1	-	1	118	120
情報処理	97	-	2	9	108
公害・自然環境保全	8	-	4	67	79
合計	3,458	332	434	3,749	7,973



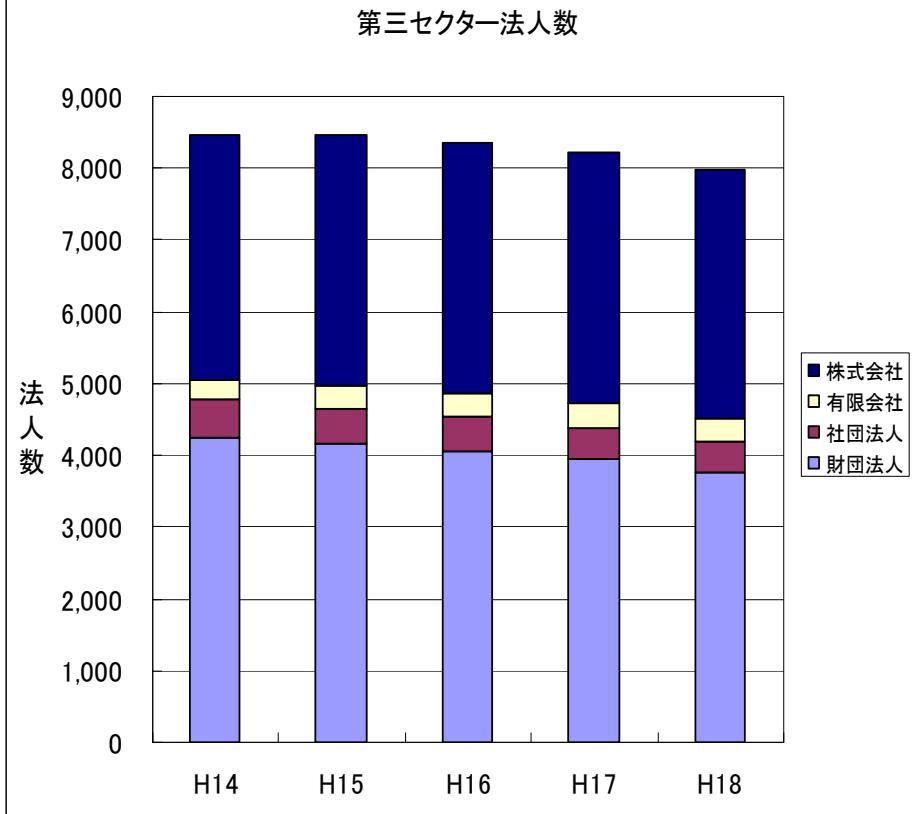
出資割合	地方自治法の規定
4分の1	<p>監査委員の監査</p> <p>包括外部監査契約に基づく外部監査人の監査</p> <p>個別外部監査契約に基づく外部監査人の監査</p>
2分の1	<p>予算執行に関する長の調査権</p> <p>長の議会に対する毎年度経営状況の提出義務</p>

第三セクターの法人数および設立の状況

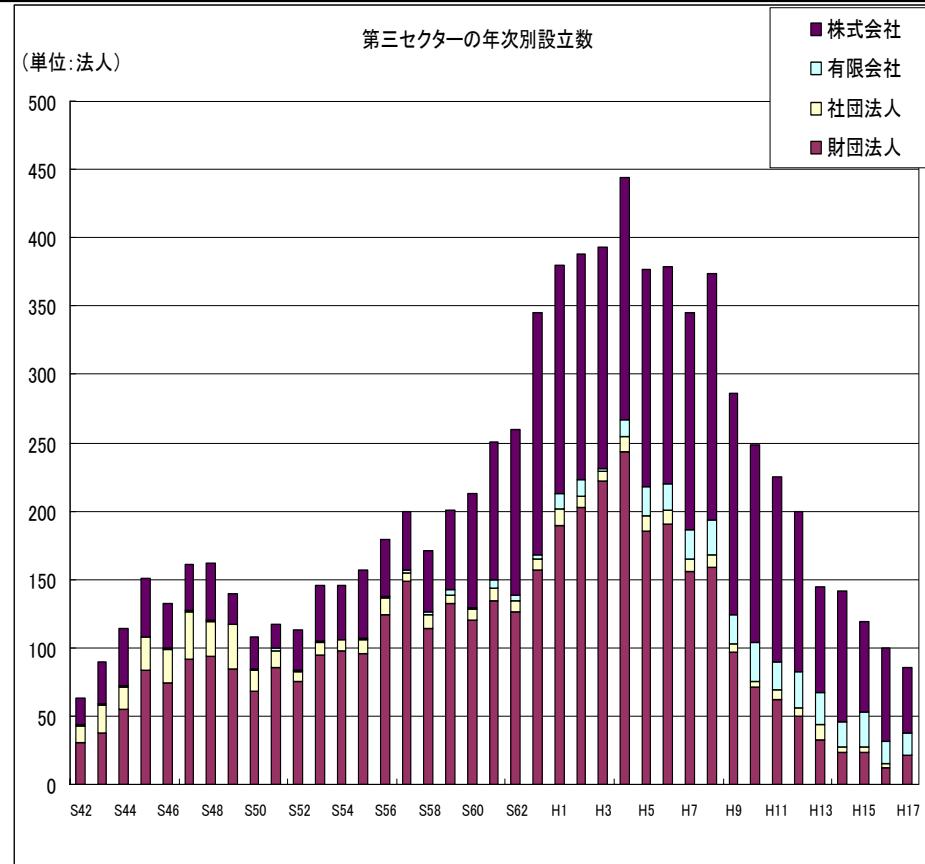
平成14年以降の第三セクターの法人数の推移を見ると、財団法人が減少したこと等から減少傾向にある。

また、第三セクターの設立数の推移を見ると、昭和60年代から株式会社および財団法人が多く設立されたことから平成4年にピークを迎え、平成5年以降財団法人の設立数が減少したこと等から減少傾向に転じ、特に平成9年以降は大幅に減少している。

第三セクター法人数



第三セクターの年次別設立数



第三セクター等の対外債務と損失補償・債務保証

※下表の商法法人・民法法人は①地方公共団体の出資比率が25%以上の法人、②地方公共団体の出資比率が25%未満であるものの財政的支援(補助金、貸付金、損失補償)を受けている法人の合計。

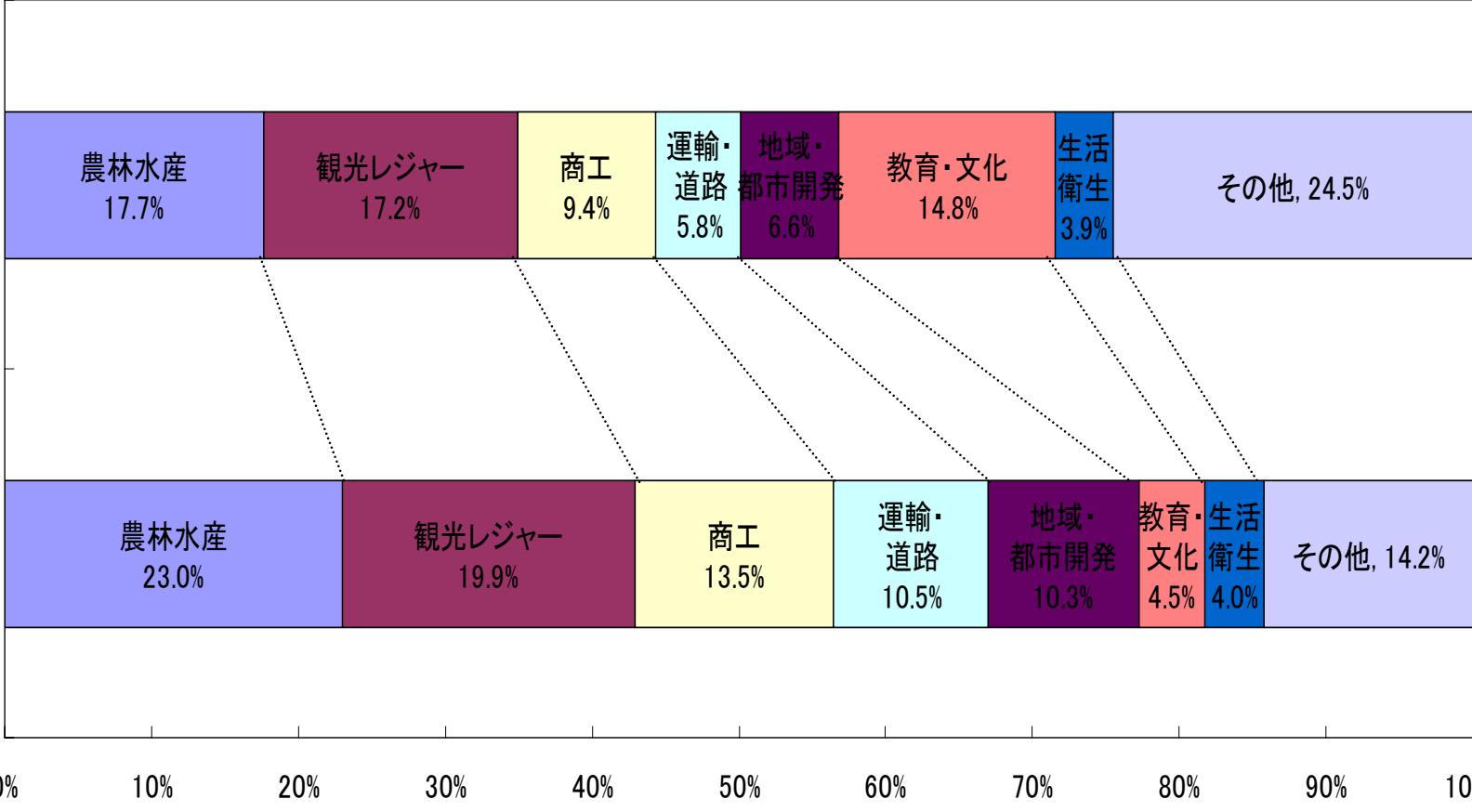
	法人数 (A)	対外債務を負つ ている法人数 (B)	割合 (B)/(A)	対外債務の額 (億円)	債務保証・損失補償債務残高を有する法人			
					法人数 (C)	割合 (C)/(A)	割合 (C)/(B)	額 (億円)
商法法人	2,748	1,043	38.0%	30,522	182	6.6%	17.4%	4,589
民法法人	3,958	677	17.1%	21,033	307	7.8%	45.3%	18,520
三セク計	6,706	1,720	25.6%	51,555	489	7.3%	28.4%	23,109

住宅公社	57	46	80.7%	14,943	23	40.4%	50.0%	6,097
道路公社	42	41	97.6%	22,409	41	97.6%	100.0%	22,786
土地公社	1,128	821	72.8%	42,068	770	68.3%	93.8%	41,861
三公社計	1,227	908	74.0%	79,420	834	68.0%	91.9%	70,744

合計	7,933	2,628	33.1%	130,975	1,323	16.7%	50.3%	93,853
----	-------	-------	-------	---------	-------	-------	-------	--------

自治体以外から借入を行っている第三セクターの業務分野

全体法人
6,706法人



第三セクターの損失補償の状況

第三セクターに関する指針の改定について(平成15年12月12日付け総財経第398号)～抜粋～

第2 第三セクター方式を選択するに当たっての留意事項

2 公的支援の在り方

(2)第三セクターの資金調達方式としては、事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方を基本とすべきであり、これに基づく資金調達が困難である場合には、第三セクター方式による事業化を原則として断念すべきであること。

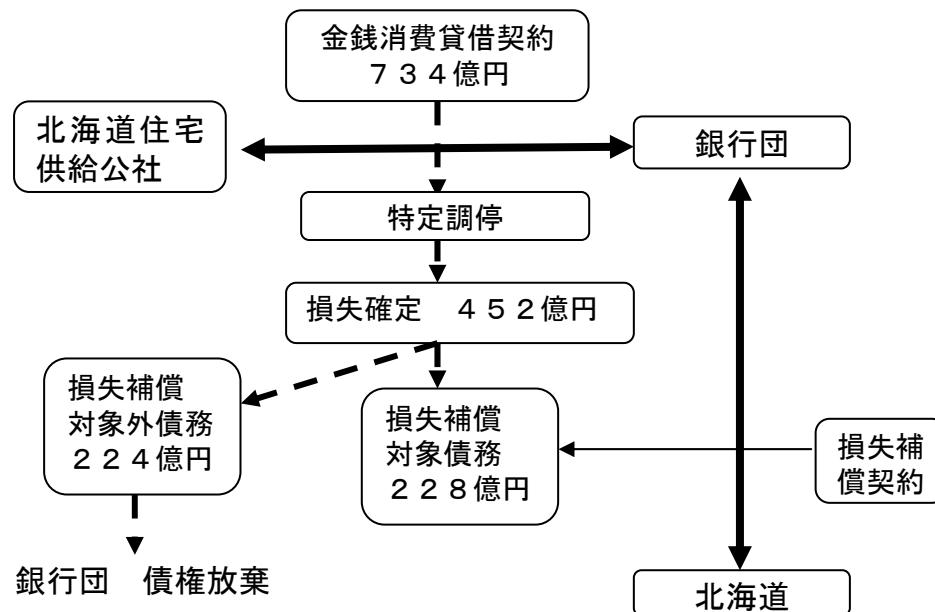
こうした事業であっても公共性、公益性の観点からなお実施する必要がある場合には、補助又は貸付け等により、財務の安全性を高めることを通じて資金調達が可能となるようにすることが適当であり、将来の新たな支出負担リスクを回避する観点から、第三セクターの資金調達に関する損失補償は、原則行わないこととすべきであること。

真にやむを得ず損失補償を行う場合にあっては、その内容及び必要性、更には対象となる債務についての返済の見通しとその確実性について、議会及び住民に対して十分説明し、理解を得ておくとともに、他の出資者等との関係でこれを超えた負担は存在しないことを対外的にも明確にしておくべきであること。

(参考)損失補償の事例

(H14～17で損失補償契約に基づき補償が履行されたのは11件・304億円(総務省把握分))

○北海道住宅供給公社



特定調停を行った第三セクター

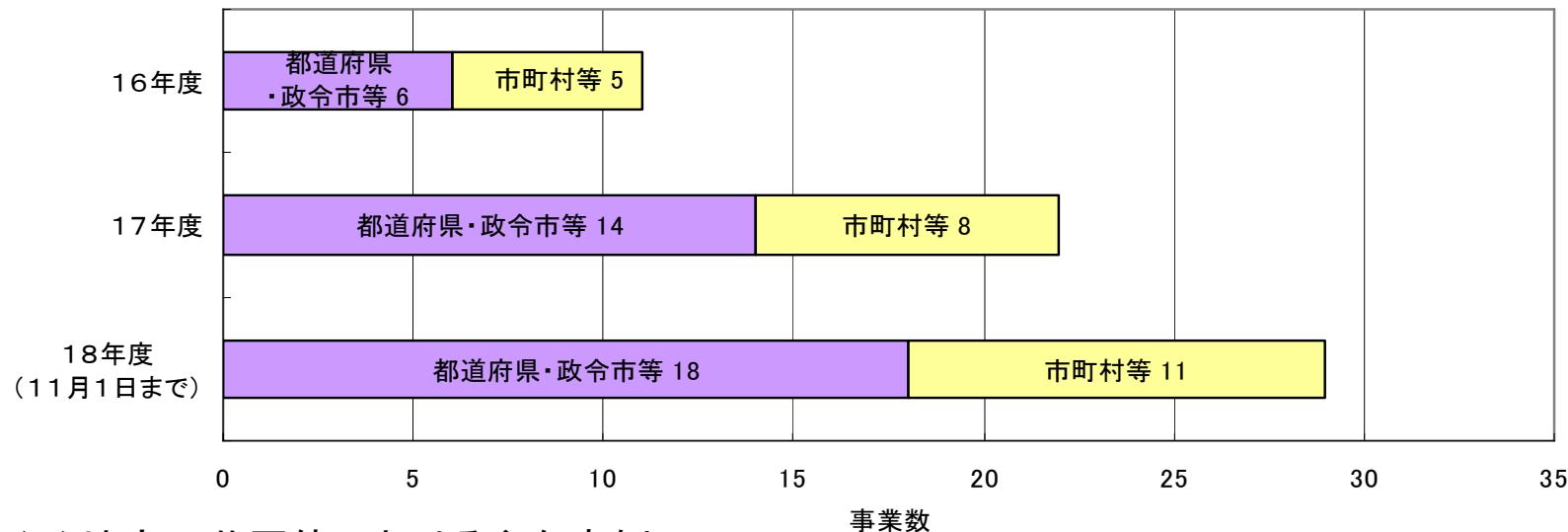
(出典:「H18年度第三セクター等の状況に関する調査」)

所在地	法人名	主な出資団体名(出資割合)	債務超過額	申立日
北海道	北海道住宅供給公社	北海道 (80%)	(単位:億円) ▲ 660	15. 6. 10
		札幌市 (20%)		
大阪府	株式会社湊町開発センター	大阪市 (51%)	▲ 95	15. 6. 20
大阪府	アジア太平洋トレードセンター株式会社	大阪市 (33. 9%)	▲ 254	15. 6. 20
大阪府	株式会社大阪ワールドトレードセンタービルディング	大阪市 (26. 6%)	▲ 237	15. 6. 20
広島県	三原都市開発株式会社	三原市 (100%)	▲ 4	15. 7. 17
和歌山県	和歌山県土地開発公社	和歌山県 (100%)	なし	15. 7. 23
長崎県	長崎県住宅供給公社	長崎県 (65%)	▲ 130	16. 1. 19
		長崎市 (25%)		
		佐世保市 (10%)		
千葉県	千葉県住宅供給公社	千葉県 (100%)	▲ 402	16. 2. 4
北海道	株式会社釧路河畔開発公社	釧路市 (50%)	▲ 2	16. 6. 18
		北海道 (8. 8%)		
大阪府	クリスタ長堀株式会社	大阪市 (42. 1%)	▲ 14	16. 11. 1
和歌山県	下津リゾート開発株式会社	下津町 (32. 5%)	▲ 1	17. 2. 1
徳島県	財団法人徳島県観光協会	徳島県 (33. 3%)	▲ 20	17. 7. 4
		徳島県内13市町 (41. 7%)		

地方公営企業におけるPFI(民間資金等活用事業)の導入状況

- ◆ PFI事業を導入済みの事業は29事業(平成18年度)
- ◆ 主な事業は下水道事業(8事業)、病院事業(6事業)、水道事業(5事業)等

(1) PFIの導入状況



(2) 地方公共団体における主な事例

団体名	事業名	導入時期	事業方式
高知県・高知市病院企業団	病院事業	平成14年12月	本館:BTO方式
			その他の施設:BOT施設
埼玉県	水道事業	平成16年12月	BTO方式
大阪府富田林市	下水道事業	平成17年12月	BTO方式

※BTO方式…PFIの事業方式の一つで、民間事業者が自らの資金で対象施設を建設し(Build)、完成後すぐに公共に所有権を移転するが(Transfer)、維持運営は民間で行う(Operate)形式のこと。

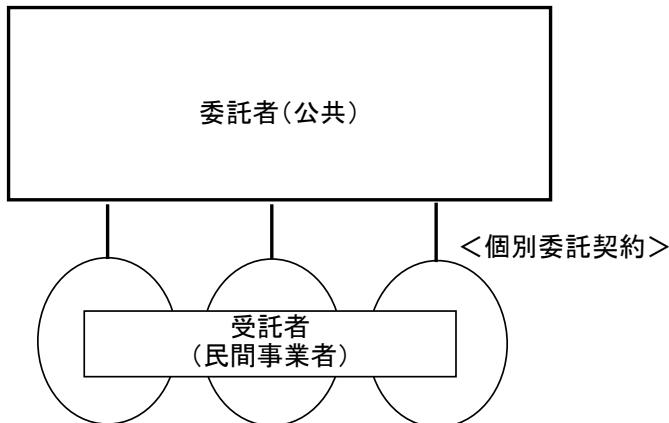
BOT方式… PFIの事業方式の一つで、民間事業者が自らの資金で対象施設を建設し(Build)、維持管理・運営を行い(Operate)、事業終了後に所有権を公共へ移転する(Transfer)形式のこと。

高知医療センター（病院事業）におけるPFI事業

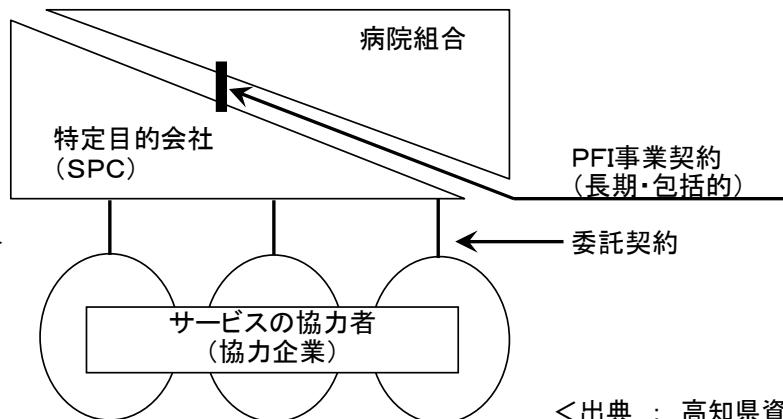
○PFI事業の内容

- ・病院本館施設はBTO方式、職員宿舎等その他の施設はBOT方式
- ・事業期間は、平成14年12月～平成44年3月（平成43年度）の30年間
平成17年3月開院、開院後は維持管理、運営

◆従来方式（個別業務委託）



◆PFI方式



<出典：高知県資料より作成>

○PFIによる効果

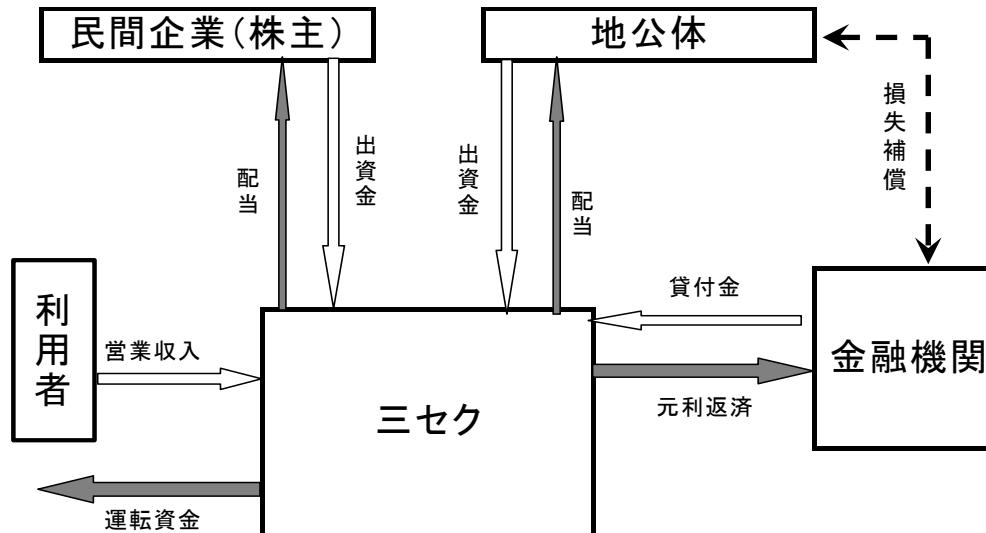
建設コスト・運営コストの削減効果

コストの削減効果（30年間での試算）

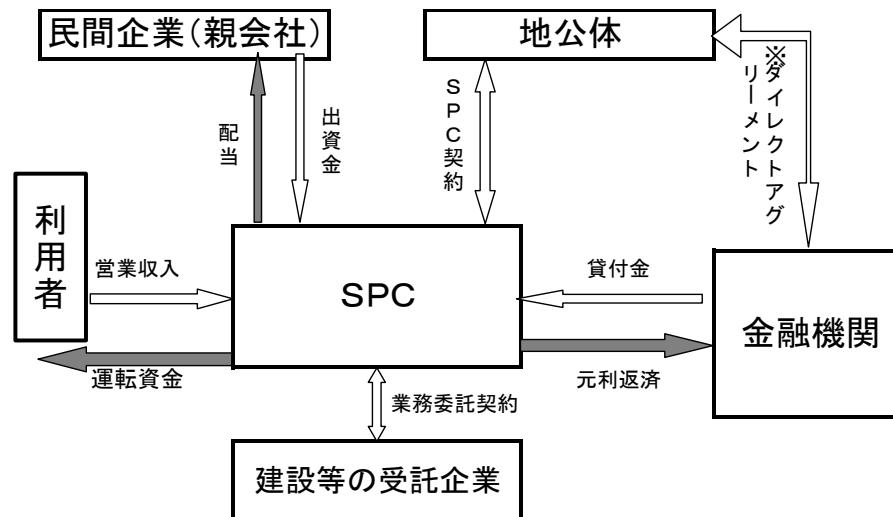
PFIで実施	直営で実施	効果
約1,261億円	約1,315億円	約55億円

地方公営企業における民間的経営手法の例

○第3セクターの基本的な仕組み



○PFIの基本的な仕組み



※ダイレクト・アグリーメント
(直接契約)

公共と金融機関との間で締結。SPCが継続的に事業継続できるよう、業務が悪化した場合には関係者間で情報交換・協議する旨、また最終的に事業遂行が困難となった場合に、金融機関が事業に介入する際の必要事項等について規定。